

(三) 経済活動に対する封建的束縛の解放

各藩割拠的経済束縛の解放

維新以降におけるわが経済の近代的発展の基盤は、前記第二項の経済観の変革に加うるに、さらに、国民の経済活動を各種の形でこれまで束縛していた封建的桎梏が、本項(三)で以下述べるように、維新革命によって一掃的に解除せられたことよってはじめて整備せられた。いうまでもなくその基盤の焦点は、国民の経済活動の自由化と私有財産権の保証にあるが、しかし、それが近代的意味における「経済活動の自由」となるに至ったのは、それと相前後して、次の二つの封建的制約が解除せられるに至ったからであった。その一つは経済の規模が藩単位の小から全国一単位の大きさに拡大され、同時に国際経済に開放されたことであり、他の一つは封建的な米穀尺度の経済と貨幣尺度の経済との二元経済から、貨幣尺度の経済に統一せられたことである。すなわち、これら二つの側面における封建秩序の変革があったからこそ、近代的意味における経済活動の自由化がはじめて現実の存在となりえたのである。

徳川封建体制においては、この狭い日本にいわゆる三百諸侯が割拠し(実際には約二七〇侯)て一経済単位を成し、それぞれが銘々の兵備を養い、藩境を嚴重にして対立していた。当時の各藩の規模がいかに小さいものであったかは、別掲の表1がこれを端的に示している。すなわち、全国各藩平均人口は僅か七万四二〇〇人足らずに過ぎず、大藩(三〇万石以上)の平均人口でも四八万八〇〇〇余人であり、小藩(二万五〇〇〇石未満一萬石以上)のそれは僅僅一万六一〇〇余人に過ぎない。このような小規模の経済単位の下で、各藩は万一の戦争、または不時の饑饉などに備えるため、平時から自給経済体制をとらざるをえなかった。当時の輸送困難の実情と各藩の偏狂な自藩中心意識か

石数	藩数	一平均人口
10,000石以上	113	16,153
25,000石未満		40,610
50,000石未満		85,305
150,000石未満		284,008
300,000石未満		488,565
300,000石以上	11	
合計	252	74,196

備考：本表は第一部第三章表2を説明の便宜上再掲したものである。原統計は内閣修史局藩政一覧表により作成。しかし本表には人口の調べの一部又は全部不詳の故に以下の藩を除く。泉、岩村田、刈屋、吉見、山家、松嶺、七日市、湯長谷、岩邑、岩国、淀、盛岡、郡山、仙台、山口、水戸、静岡。

の自由の否定、米穀作付の強制等がその表現である。

(四) 当時唯一の租税収入源であった農民の貢租は、米穀量の称呼による現物納であり、武士の俸給もまた一定の石高による米穀の現物支給であった。この制度が、武士階級をして、自己の利害関係からも、貨幣経済に対立する米穀経済観を抱かしめることになり、その建前の経済秩序を各所において押付ける仕儀となった。

この結果、経済に対する価値判断の基準は二元的となり、ために、貨幣経済の規範はその各所において歪曲され、貨幣経済の機能は、そのあるべき能力の発揮を著しく抑圧されてきた。すなわち、その国経済の最善の発達は、その生産、流通、消費の各分野が、自由市場価格を基準にして自由に選択されることよって確保せられる、という貨幣経済の規範は、徳川封建体制においては、その重要な部分において、畸型化されていたのであった(第一部第一編第

らは、饑饉の場合にも隣国からの救済を期待することは至難であったからである。これらの事實は、旧来の自然発生的な米穀中心の経済尺度と相俟って、米穀を何よりも貴重とする左の如き経済尺度を、徳川期における貨幣経済の発達にもかかわらず、依然頑固に維新当時まで永く存続せしめたのであった。

(イ) 貨幣は戦争、饑饉等の非常時には役に立たない。この意味で米穀が最も貴重である。この尺度において、生産政策がとられた。すなわち、農業生産に対する選択

表3 藩債内訳と対歳入比率

内国債総額	千円	74,130
外国債総額		4,002
小藩札発行額		78,132
①藩債総額		24,636
②地稅額		102,768
③通常歳入額		40,328
①+②		254.8%
①+③		212.8%

備考：藩札発行高は明治8年6月整理事務完了時における最終数字による。地稅額及び通常歳入額は、いずれも第5期、第6期決算の平均額（明治5—6年平均）であって、『明治元元歳入歳出報告書』11頁による。

この比率は明治五十六年の米価基準で推算しているが、実際においては、米価は維新前

表2 内国藩債処分と切捨て額

	藩債額		切捨て率		切捨て額	
	千円	%	千円	%	千円	%
古債	39,266	100	39,266		39,266	
その他債	11,220		9,425	84	9,425	
新公債	23,644		10,876	46	10,876	
計	74,130		59,567	80.3	59,567	

備考：旧債と新公債との切捨て率は、明治8年1月の額面に対する時価相場によって、その差額だけ切捨てられたものと見做した。この時価は、当時の阿替商安田商店の手持公債の評価による。『安田銀行六十年誌』31頁による。これによると旧公債は額面の16%、新公債は額面の54%となっている（率の算定は著者高橋）。藩債額は、『藩債処分録』、明治前期財政経済資料集成第9巻による。次の表3、表4また同じ。

いま、廢藩置県当時の藩債総額を見るに（この額は各藩が自力的にすでに少からず整理減額した残額である）、内債および藩札の総額は実に一億二七六万余円であって、これを当時の財政力と比較するに（明治五、六年兩年の平均）⁽⁴⁾ 封建期の唯一財源であった地稅の二五・四・八%、通常歳入額の二二・八%（両者とも明治五、六年兩年の平均）の巨額である。すなわち、封建貢租総額の二カ年間に相当する債務である。その詳細は表3の示すところである。

なお廢藩置県によって中央政府に転嫁された藩債が、こ

- (1) 天保一四年（一八四三）以前の藩債は古債として全部これを棄却する。
- (2) その他、その全額を棄却または削除した債務には、幕債、私債、棄債、宿債、古債の滞り利息、債券返上、空債がある。
- (3) 弘化元年から慶応三年（一八四四—六七）の二四年間の藩債はこれを旧債とし、無利息五〇カ年賦にて償還する。

(4) 明治元年（一八六八）以降の藩債は、これを新債とし、四分利、三カ年据置き、二五カ年賦にて償還する。以上のうち(1)、(2)の債権は全額切捨てられたことが明かであるが、(3)、(4)は実質上どの程度の切捨てに相当するものか。いま、明治八年一月の相場によると、(3)の旧公債の時価は額面の僅か一六%に過ぎず、したがって八四%が切捨てられたと同様であり、(4)の新公債でもその時価は額面の五四%であるから四六%を切捨てられたと同様である（この算定の基礎は表2の備考を見よ）。以上(1)―(4)を合計すると、藩債に対する債権の切捨て総額は五九五〇余万円となり、内国藩債全額の実に八〇%三が切捨てられたことになるのである。その詳細は別掲の表2の示す通りである。内国藩債の処理が以上のように、実質上その八割余を棄却するという、債権者にとっては極めて苛酷な方針に決定したことは、根本においては、幕藩主は必要と認めた場合、一定の債権（特に武士階級に対する債権）に対し棄却命令を発して債権の一部または全部の切捨てを命ずることができる（現に幕府は何度かこれを実施している）、という封建的債権観がその基底に存在していたことが大きな支配力を持っていた。同時に、そうした棄却命令の大鉦を振うほか藩債処理の目的が立たぬと判断されたからであった。維新政府当局が、左様に判断したわけは、藩債現在高が財政の負担能力に比し余りに巨額であったことであろう。

これまで諸藩そのものの財政をいかに圧迫していたかをみるには、次の二点を、右記に付加して秤量せねばならない。第一は表3の藩札発行高は時価計算であることである。すなわち不換紙幣の過大発行でその価値は少からず減価して

いるのであって、発行諸藩の立場からは、これを平価に回復させる債務があったわけであるが、前記においてはこれを全くみていないことである。第二は表3の地稅（貢租）と藩債との比率は明治五十六年の米価基準で推算

表4 禄制改革と秩禄支給高軽減表

	(単位 千円)			
	① 維新前	② 廃藩後	①-②	① ②
華族家禄	4,504	4,504	—	100.0
士族平民禄	29,609	16,704 ^(→)	12,905	56.4
社寺禄	508	260	248	51.4
合計	34,622	21,448 ^(→)	13,174	61.9
皇族華族賞典禄	—	913 ⁽⁺⁾	913	—
士族平民賞典禄	—	276 ⁽⁺⁾	276	—
合計	—	1,189 ⁽⁺⁾	1,189	—
総計	34,622	22,658 ^(→)	11,964	65.4

備考：原数字はすべて『自明治元年1月至同8年6月歳入歳出決算報告書』上編157-67頁による。これによると、藩主禄高は明治2年藩制改革の禄高1/10制によって試算、現物給はすべて金禄に改定時の平均相場(明治5-7年の各藩平均米価)により換算したもの。表の第3、第4欄は著者の算出したもの。

つかの武力反乱の有力な基因、または口実となっていることである。これは保守的見地からの反対であるが、逆に西欧的思想、すなわちこれを私有財産権に対する濫りな侵害とする有力な反対のあったことも注目に値する。その代表的見解は当時のむしろ急進的有力者であった森有礼が、家禄は即ち士族の家産に外ならずとの立場において、「これを政府が権力をもって濫りに没収するは不正である」と強く反対していることである。⁽⁹⁾

(B) 秩禄整理と財政負担の一大軽減

秩禄整理の第一段階と規模

維新政府の財政側面からみた秩禄負担の軽減措置は、前記(A)項に列記したように大体五階梯を踏んでいる。この他に、幕府および佐幕藩に対する減禄があるが、本書の性格上記述の簡略化のため、この分は新政府の賞典禄の供与によって相殺されたものと見做してわざと省略した。さて、前(A)項に列記の秩禄軽減五措置のうち、中核をなすものは、(1)の版籍奉還後の禄制改革と、(5)の禄制廃止—金禄公債化との二措置である。その他の(2)―(4)は、いわば(5)に進む準備段階であるとして看過しない。したがって、維新後の秩禄の整理撤廃が、維新政府の財政負担をどれだけ軽減させたかは、(1)と(5)の結果を維新前のそれと比較すれば、その大要は明かになるわけである。

秩禄整理の匠巻は、(1)の版籍奉還後、太政官布告(明治二年一二月)をもって各藩に示された二一等級(後一八等級に留めた)の新禄制基準である。これは各藩の秩禄の大略三分の一を減禄する用途のものであるとのことである。実績もまた後にふれるよう大体そうなっている。しかし、右は一応の基準であって、各藩はこれを基準に、それぞれの実情に応じた改革案を作り、大蔵省の許可をえてこれを実施している。したがって、各藩によってその禄制改革の内容は多少異なるわけである。

右の各藩禄制改革の実績は、すなわち廃藩置県当時の秩禄支給高にはかならないが、いま、当時の政府の推算によると、その関係数字は表4の通りである。これによると、廃藩置県後の家禄賞典禄合計の支給高は、維新前のそれと比し一一九六万余円を減じ、その減率は三四・六%であって、大体三分の一強の減額である。しかし、これには賞典禄が含まれているので、これを除き旧家禄がどれだけ減額されたかをみると、禄制改革の主対象である士族平民禄では実に四三・六%の著減であり、社寺禄はさらに大きく四八・六%減であって、総計で約三八%の減率である。一般士族からすれば、廃藩置県前の秩禄整理がすでに少なからず大幅のものであったことを看取するに難くないであろう。この結果、秩禄の財政負担は、この間約一二〇万円近くの賞典禄支出が加わったにもかかわらず、総計で約一二〇〇万円の削減に成功している。

ここで注意を要することは、表4の維新前における華族の家禄である。というのは維新前の藩政においては、恰かも個人商店において店費と店主の私生活費との区別がないのと同様に、藩の公費と藩主の私生活費との間に明確な一線はない。したがって、表4の維新前の華族家禄の算定については、明治二年一二月の太政官布告にお

表5 秩禄負担の減少推移表

	秩禄高	地稅歳入	同対秩禄の%	維新前を100とする指数		
				千円	千円	%
維新前	34,622	52,789	65.5	100.0	—	—
第一推算①	34,622	52,789	65.5	—	—	—
第二推算②	36,874	52,789	70.0	—	100.0	—
第三推算③	39,126	52,789	74.1	—	—	100.0
廢藩置県後	22,658	52,789	42.9	65.4	61.4	57.9
金禄公債利子④	14,481	52,789	27.4	41.8	39.3	37.0

備考：本表の原数は『自明治元年1月至同8年6月歳入歳出決算報告書』上編157-67頁および『明治財政史』第8巻114-20頁による。この原統計においては維新前の秩禄算定については藩主のそれが分らないので、明治2年の藩制改革に従って、これを現石高の1割として推算されている。それが①である。しかし、当時の1割は藩主費の減額を意味したものであるから、実際はそれより多い筈である。よって②は1割5分、③は2割として、この分の数値を改訂した数字である。④の金禄公債利子には、金禄公債分の他秩禄奉還額6,099千円、交付金高35,892千円に対する8%の利子額2,871千円を加算したものである。⑤の地稅歳入は明治8年6月に終る4カ年の平均額である。

いては、藩知事の給与は藩の現石の一〇分の一と定められたそれを、そのまま借用している。これ、廢藩置県後との比較において増減の全くないわけである。しかし、この藩知事の給与一〇分の一制(藩現石の)は、禄制大削減の一翼として規定されたものであって、維新前の実際は、表4の数字よりも少からず多額であったであろうことは容易に推測されるところである。よって藩主に対する維新前の給与額を、藩現石の①一割でなく、②一割五分の場合と、③二割の場合とを規定して、これを廢藩置県後の総額と対比すると表5のようになる。

これによると、維新後の禄制改革によって秩禄費の減額した率は(維新前に比し)、表5の第四欄の通り、①の場合の三四・六%減に対し、②の場合は三八・六%、③の場合は四二・一%となる。すなわち、表4の政府の推計よりも、秩禄の削減率はさらに多大となる。同時に、秩禄の地稅歳入に対する維新前の比重は、①が六五・五%であったのに対し、②は七〇・〇%となり、③の場合は実に七四・一%の大を占めていたことになり、それらが、維新後の禄制改革の結果、廢藩置県後(明治四

年)には、四二・九%の財政負担に著減されているわけである。禄制改革が当時の瀕死の財政をどれだけ大きく蘇活させたかを推知するに難くないであろう。因みに前記(A)項に引用の大藏卿大隈の秩禄公債化の建議においては、秩禄の財政負担は歳入の三分の一の大を占めるとあるが、右は地稅以外の歳入(廢藩置県後この面を大きく開拓した)をも含めた総計に対するもので、しかも明治九年頃のそれである。

秩禄の公債化と財政負担減

以上のように、秩禄の整理減給は、その第一段階である廢藩置県当時までにおいて、すでに少からぬ削減を行っている。しかし、秩禄の財政負担の軽減をさらに徹底的に進めたものは、明治九年八月実施された禄制の全廃——これに代って公債交付の新制度という第二段階の措置であった。表5の最下段はその結果を示すものである(因みに、この数値には明治六年の家禄奉還制実施による負担軽減額をも著者において加算している。また、明治八年の秩禄の金禄化——米禄に代って——に基く財政負担軽減も結果において含まれている)。

これによると、秩禄の支給高は廢藩置県後の二二六万円弱から八一八万円、三六%を著減して一四四八万円となり、地稅に対する負担率は廢藩置県直後の四二・九%から二七・四%となり、維新前の七〇%前後に比すれば実に当時の四割程度の負担に過ぎない。それは、維新前の秩禄支給高を一〇〇とする指数においても大体そうである(表5の第四欄の三指数を見よ)。裏返せば、秩禄受領者の収入は、平均して、維新前の大略四割(すなわち六割減)程度に圧縮せられたわけである。以上は政府の制度的措置に直接基く秩禄の削減である。ところで、封建的秩禄はもともと米額基準の計数であった。それを明治八年九月金額称呼に改めたものである(明治五—七年の平均米価で)。しかるに、米価はその後著騰している。その差額だけは結果において秩禄削減となっているわけだ。これを考慮したもの

表7 禄制改革と減禄表
(明治2年12月2日 太政官布告)

④ 旧 禄 高	⑤ 新禄(現米)	⑥ 旧禄に対する 新禄の百分比
6,000未満—5,000石	150石	10%
3,000同—2,000	105	14
1,000同—800	65	26
600同—400	45	30
400同—300	35	35
200同—150	22	44
100同—80	13	52
60同—40	9	60
40同—30	8	80
30同……	..	100

備考：原数は『明治財政史』第8巻104-6頁にある21等級別表の中から任意10級を選出したものである。④旧禄高の実取高は“免二つ五分”すなわち禄高の25%によって算定すべしと規定されている。⑤は実取禄高、したがって⑥の旧禄実取高に対する新禄の百分比は $\frac{⑤}{④} \times \frac{25}{100}$ の算式によって算出される。ところで、新禄高は例えば6千石未満5千石迄は150石という荒っぽい定め方であって、同一等級内においてもその百分比はそれぞれ異なる。よって、本表においては例えば6千石未満より5千石迄の場合はこれを6千石と見做すという方式によってそれぞれの百分比を算出した。なお100石未満80石以上の等級が18等である。

の場合と想定して著者の算出したものである。(これによると、旧禄一〇〇に対する新禄の割合は、六〇〇〇石で僅かに一〇%、三〇〇〇石で一四%、一〇〇〇石で二六%に過ぎない。以下その比率が急増して、四〇〇〇石で

秩禄減給の等級別内容
前記第二(二)項の秩禄整理は、もっぱら財政負担の角度から見たもので、自然、秩禄減額の総額をその対象としたものである。しかし、これを武士階級の収入減、その打撃という角度からみれば、その減禄が、いかなる等級別の減禄であったか、その内容が問題の重点になる。ところで、版籍奉還後の禄制改革は(明治二年二月二日太政官布告)、従来の、上に厚く下に薄い複雑多岐な禄制を、二等級に簡略化し、同時に、全体で約三分の一の減禄を大に、上の減禄を大に、下の減禄を小にした、秩禄の大整理を意図した新制であった。いま簡略のため右の二等級のうちから約半数を選び、新禄の旧禄に対する比率をみると表7の通りである(この比率は表7の備考にあるように、例えば六〇〇〇石未満五〇〇〇石迄の等級の比率は、これを六〇〇〇石

表6 秩禄整理後の米価高による実質減表

	円
① 金禄化の基準東京米価	5.230
② 爾後の米価水準の仮定	7.322
③ ①÷②	71%
④ 金禄公債利子額の維新前秩禄に対する比率	41.8%
⑤ ④×③	30.0%
⑥ 表5の第二推算(39%)×③	28.2%
⑦ 表5の第三推算(37%)×③	26.6%

備考：①秩禄の金禄化の米価基準は各藩地の米価の明治5-7年の平均であるが、東京の同上是、5円23であった。②の算出方法は、東京米価の明治10-19年平均7円384、同21-24年平均6円746、同25-26年平均7円310であるので、これを7円322と仮定したものである。④⑤⑦の数値は表5による。その算出方法は同表備考を見よ。

六割内外ではなく、実質は七割から七割五分近くであったことを示すものである。裏返せば旧武士階級の秩禄収入は平均して維新前の僅か三割以下に激減されたのである。しかも右は平均であって、上級者のそれは、後述の通り、実質上維新前の僅か五%内外に過ぎない、という全減に近い荒療治であった。もって、当時の封建的秩禄整理がいかに徹底的であったかを想見するに難くないであろう。

(三) 秩禄整理と士族の窮迫とその意味
(A) 秩禄整理の内容と士族減禄の実情

が表6である。

これによると、金禄化の基準となった明治五-七年の東京米価は一石五円二三銭であったが、明治一〇年以降二六年に至る米価の大略的地位は表6の備考にあるように約七円三〇銭余である。秩禄は実質上この差額だけ減額されたものと見做すと、前掲表5の最下段の維新前を一〇〇とする第一推算指数四一・八は三〇・〇となり、第二推算指数三九・三は二八・二となり、第三推算指数三七・〇は二六・六となるのである。すなわち、秩禄の維新前に比較しての平均減額率は、

表8 秩禄の公債化とその自力償還年数

	家禄奉還		金禄公債	
	千円	千円	千円	千円
① 従前支給高	6,099	④ 17,676		
② 交付公債利子	② 2,871	⑤ 11,610		
③ 以上①-②差額	3,228	6,066		
④ 同上による元本償還予定年数	大約 11年	大約 20年		

備考：①は奉還禄高、②は右の奉還禄に対し支給した一時資金額35,893千円に対し、公債利子を8%とみなしたもの。③は米禄を一定額の金禄に改訂した後の支給額。④は現実の利子支給額である。なお⑤交付公債利子とあるが、実際には現金で交付したものの利子推算額を含む。原数出所は注(14)を見よ。因みに、家禄奉還の場合の金換算基準は、各府県の西年貢納石代相場により、公債利率は8%である。

万円余を加えると二三七万円余となるが、これは廃藩置県直後の秩禄高に対し一一一万円余多く、前記の差と一致する)。

以上を裏返せば、秩禄受領者は、家禄奉還の場合は平均五三%近くの大減収となり、金禄公債化の場合は平均三四%の減少となったわけである。もともと家禄奉還は、小禄者に生業資金を給与するため、禄高一〇〇石未満者に限り願出によって、現禄の六カ年分を、半額は現金、半額は公債で、一時に支給する制度(明治六年二月)である。したがって、右のように平均五三%も減額となるような不

利な条件に対しては、任意にこれを避けえられる筈である。しかるに実際においては、士族の多くは窮乏していて、目先にまとまった資金を要望するものが意外に多く、七年一月には家禄一〇〇石以上の者にも家禄奉還を許すに至っている。しかし家禄奉還による資金の給与は必ずしも目的通り生業資金として作用せず、これを徒費して生活にも苦しむものが続出するに至り、八年七月遂にこの制度を中止するに至った。いまこの期間における家禄奉還高をみるに、人員一三万五八〇〇余人(全員の約三〇%)、禄高六〇九万九〇〇〇円(全禄高の二五・七%弱)の大を占めている。すなわち、秩禄のうち、約三〇%の人員と約二六%の禄高との部分は、家禄奉還の形において、実質約五三%の減額という最終整理が進行したわけである。しかも、この場合の整理の対象者は特に小禄であったことは、後掲表10、

表11の一人当り公債(現金支給額を含めて)給与額が、金禄公債の場合は四六一円(皇華族を除く)であるのに対し、家禄奉還の場合はその約半額の二六三元であることによって明白であろう。

明治九年八月の強制的金禄公債化方策は、既述の通り禄制撤廃の最終措置であるが、この場合の秩禄減額六〇六万円余、平均三四%は、前記の家禄奉還の場合に比し、遙かに合理的であった。というのは、この場合には、その減禄は高禄者に重く低禄者に軽い基準によって整理せられたからである。それは二重の方法によっている。第一は現禄を公債金額に直す場合、その倍率を高禄者に低く、小禄者に高くしていることである。例えば現禄七万円以上はその五カ年分、三万円は六カ年分、一万円は六カ年分、五〇〇〇円は七カ年分、一〇〇〇円は七カ年分、五〇〇円は八カ年四分の三分、三〇〇円は九カ年四分の三分、一〇〇円は一〇カ年分、五〇円は二カ年分、二五円は二カ年半分、二五円以下は一四カ年分というが如き基準によって交付公債金額を算定している。以上は永世禄についてであるが、終身禄、年限禄については、永世禄のそれを基準にして、その何分の一を給すという方式をとっている。その永世禄に対する比率は、終身禄一〇分の五、一〇年以上の年限禄一〇分の四、六一一〇年の年限禄一〇分の三から三半、三一六年の年限禄一〇分の二から二半、二年の年限禄一〇分の一半である。

第二は現禄高の大小によって、交付公債の利率に差等を付する方式である。例えば、現在の禄高(永世禄及び終身禄)一〇〇〇円以上は五%、一〇〇〇円以上一〇〇〇円未満は六%、一〇〇〇円以下は七%となっている。いま以上の両基準によって、最高、最低両者の減禄高を算出し比較するに、現在七万円の高禄者の新収入高(金利)は一七七五〇〇円と、実に七五%の大削減であって、旧収入の僅か四分の一への転落である。しかるに、現在五〇〇〇円の中禄者の新収入は二六二五〇銭となって半減足らずであり、現在二五円の低禄者の新収入は二四四五〇銭となつてほとん

表9 金禄公債額の算出方式と交付内容

利子別公債	適用現禄高	①倍率 (年)	人員 (人)	金額 (千円)	1人当り (円)
5分利付	1,000円以上	5.00—7.50	519	31,412	60,524
6分利付	100円以上	7.75—11.00	15,377	25,004	1,626
7分利付	100円以下	11.50—14.00	262,317	108,243	412
1割利付	特 殊	10.00	35,304	9,186	260
合 計	—	5—14年	313,517	173,845	554

備考：大蔵省編『明治財政史』第8巻278-80頁、および431-7頁により作成した。①の倍率とは、公債支給額算定基準として金禄元高の何カ年分という数値の意味。これは、原表は13段階に分れ最低5カ年、最長14カ年分であるが、ここには、公債の金利別区別に従って示した。例えば5.00—7.50は5カ年から7カ年半分を意味する。なお1割利付分は、禄券の売買を公然と許していた特殊の場合（主として薩藩である）の特例である。

表10 金禄公債証書発行条令による給与実績

	人員 (人)	給 与 額 (千円)			1人当り 平均額 (円)
		公 債	現 金	合 計	
皇 族	2	31	—	31	15,289
華 族	487	30,300	11	30,311	62,240
そ の 他	312,775	143,505	724	144,228	461
合 計	313,264	173,836	735	174,570	557

表11 家禄奉還者給与実績

小 禄 者	135,883	16,566	19,327	35,893	263
-------	---------	--------	--------	--------	-----

備考：両表とも大蔵省理財局編『秩禄処分参考書』大正13年9月刊、150頁により作表した。しかし、表10の数値については原表には華族への給与額3,031千円とあるが（因みに『明治前期財政経済資料集成』第8巻475頁も、同様の数値であるが）、これは表9の5分利公債額からみても、また1人当り金額の皇族との比較からみても、単位を一つ取違えたもの、すなわち、30,311千円の間違いと考えられるので、著者において、この点を訂正したものである。

ど不変である。以上によって、高禄、中禄者は維新後二回にわたって、大きな傾斜の秩禄の削減を課せられたことが誰にも分る。特に、高禄者のそれは激甚であった。例えば版籍奉還後の禄制改革で一〇分の一に削減されたクラスが、今次の金禄公債化に際し、五〇—六〇%の削減組に残存していたと仮定すると、彼等の秩禄所得は維新前の僅か四%から五%台の僅少額に陥ったことになるのである。別掲表9—11の三表は、以上に述べた減禄の傾斜方式や、その結果としての公債交付額（表10—11は現金支給を含む）の内容等を一覧に供するため表形式にまとめたものである。

以上の限り高禄者の収入減率は極めて甚大である。しかし、封建制下の秩禄には、その高に依じてそれぞれ軍役義務が付帯し、一定の人馬を養い備えねばならぬ（第一部第二編第一章第三節第(一)項参照）。高禄者に対する以上の減俸は、そうした義務の免除を併せ伴うものである。もっとも、右は公式上のことであって、実際はその義務の大半を怠って私生活に費消していたので、高禄者の打撃は甚大であったわけである。

金禄の公債化に際しての減禄のいま一つの特色は、旧大名が最も大きな犠牲者となったことである。というのは、版籍奉還後の禄制改革においては、家臣の高禄者（三〇〇〇—六〇〇〇石以上）はその一〇分の九を大削減せられたに対し、藩主のそれは、建前としては不変、実質においてもその減額は、多くて恐らく一〇分の三から一〇分の五以下に留まっていたと考えられる（表5の備考を見よ）。しかるに、金禄公債化の場合は、その削減率は最大七五%に達している。思うに、廃藩以前においては、藩主を特別に尊重する觀念がなお強く、政治的にも藩主を懐柔する必要が多かったが、明治九年当時に及ぶと、旧藩主に対する遠慮がすでに著しく解消するに至っていたことを語るものとしてこれを見ることができるところである。

表 12 維新後の地租実収額推移表

年次	実収高 (千石)
天保7 (1836)年	① 12,175
明治4 (1871)	② 12,549
5 (1872)	③ 12,135
6 (1873)	11,240
7 (1874)	10,746
地租改正租額	④ 11,819
②に対し④の減額	730
同上率	5%8

備考：大蔵省編『地租改正報告書』

99-101頁による。
 ①石高30,435千石を四ツ物成で換算し、永高1,367貫は1貫1石に換算したもの。②廢藩置県後。③この年以降従前無税の市街地に估券税を課したるものを含む。④地租改正額49,462千円を米価で石数に換算したもの。なお、明治4-7年のそれも、それぞれ、当該年次の米価で石数に換算したものである。

以降新設され、それが、表示の地税額には含まれているからである。そこでは、田畑だけの地税についてこれを比較するに、旧税額五二八万円、改正新税額四四四八万円、軽減額七七〇万円、軽減率一四・八%となる。田畑の地租軽減率は廢藩後に比し約一五%とみて大過ないのではないか。しかも、右は地税金額での比較であるが、この間における米価騰貴を考慮すると、田畑貢税の実質的軽減は、右よりも一層高率であるわけだ。

地租改正と地主の実質所得の著増

次に地租改正が小作人に及ぼした影響(具体的には小作料に及ぼした影響)をみるに、小作料は旧来通りの伝統的実物納をそのまま持続した結果、(1)地租軽減の恩恵は原則としてその全部が地主の収入増となったほか、(2)農業改善、運輸の発達等に基づく反当り収量の増大と米価高騰による所得増大の多くが地主の純所得増大となる仕組みになっていた。この結果、全収穫量に占める地主の小作料収入(税差引)は、表13に示す通り、徳川時代の二割四分が、地租改正当時すでに三割四分に増大している。これ

表 13 収穫高に対する各種目別分前表 (百分比)

	地租改正		徳川末期
	自作農	小作農	
地村入費計	0.255 0.085	—	— — 0.370
小作米肥料	—	0.680	* 0.610
以上合計	0.150	0.150	* 0.150
差引手取	0.490	0.830	* 0.760
地主徳米	0.510	0.170	* 0.240
	—	0.340	0.240

備考：地租改正欄の数字は地租改正当時の『地方官心得書』第12章第2則における原数に基き作表した(『明治財政史』第5巻345頁)。徳川末期欄は『農地改革顛末概要』14頁による。但し*印は小作農につき著者において推算掲上したもの。

はむろん、小作人の絶対所得の減少によるものというよりも、地租軽減、反収量の増大、米価高による農業純収入の増大がもたらば地主所得になったという性格のものである。

地主(自作農を含む)の地租負担は、「地租改正」そのものにおいてはほとんど軽減されていなかったが、政府の方針においては、地租改正当時の税率地価の一〇〇分の三を、漸次軽減してこれを地価の一〇〇分の一に軽減する積りで

あった。しかし、実際においては、その軽減以上に、貨幣価値の著落(米価の高騰)という偶発事情による実質的軽減が多たであって、右の地価一〇〇分の一への軽減問題は自然消滅となった。事実、地租改正当時標準米価の算出基礎となったものは明治三十七年の平均米価であるが、いま東京市場における同上平均相場をみるに一石六円一六銭であった。しかるに、一〇年の西南役で紙幣の濫発となり、米価は一二年以降急騰して一三年には一〇円五七銭に著騰している。このため、農家の地租負担は実質上急減して多大の余裕をえ、消費の増大を来すに反し政府の歳入はそれだけ実質上減少して財政困難を来し、両面から少からぬ弊害が顕著になった。そこで岩倉右大臣は地租改正で現穀納を金納制にしたばかりであるのを、その半分の一〇分の二半を現穀納に復帰させるべしという提案を力説するに至っているほどである(採用されなかったが)。その提案趣旨は当時の事態を左の如く彷彿させている。

「前略——岩倉は米納論を力説した。今その大意を挙げれば、『国家今日財政の困難を来した淵源は、聊か不換紙幣増発の影響がないわけではないが、その結局の所は地租を改正して全額金納の法を立てたのに在る。即ち金納が行はれてから農家は大いに余裕を得、辺陲の細民迄も雑穀を厭うて米食となり、為に他の土商雑業者の食料が漸く欠乏を告げ、米価が騰貴して殆どその輸入を仰ぐ勢を馴致した。米価が沸騰してから、農夫は益々、僥倖の富を得て、日々奢侈に移り、大いに物品輸入の勢焰を助けたばかりではなく、怠慢遊惰に流れて、田時は荒蕪するばかりである。農夫が独り僥倖の富を得るにつれ、土は金禄公債の下落に遭い、商人は各藩へ貸金の損失あるなど、益々困苦に陥る実状である。この急難を救うには、断然十分の二半なる米納の法に復し、米価を引下げるにある。而して農夫中で小作人・小農夫は寧ろ日常諸品の低廉を希望しているので、米納復旧に苦情を鳴らす者は中農夫以上で、約老千万人に過ぎなからう。まして十年第八十号布告で、米価低廉なるときは農夫の困難を救う為に、地税の半額は現穀を公納させる恩典を与えてあるから、之に対して米価が昂貴したのに際し、その又半額、即ち十分の二半を公納させても何の不可もなからう。』」

事実、明治一三、一四年の米価のインフレーション的暴騰は、二重に農家所得を急増させ（地租の実質的急減と販売米の高値と）、農民を浮薄にし、土地投機等を激成し、その後のデフレーションに深大の打撃を与えている。そうした一時的曲折は兎に角、米価の大勢は、銀価の世界的低落（当時の日本は実質上銀貨本位国であった）と、国民生活の向上による米の需要増との両面から漸騰を続けた。いうまでもなく、それは地租負担の実質的低減の進行である。別掲表14は、右の如き米価高騰の結果地租負担が実質的にどれだけ低減するに至っているかを推定したものである。これによると、地租改正時を示す明治七年の地租負担一〇〇に対し、八一二年平均は八六、一三一七年平均は六一に著減し

表 14 農家地租負担の実質的軽減推定表

年 度 (5カ年平均)	税率に よる換 算地租	1石当り 米価(東 京)		現在米 価換算 地租	明治7年 の地租 指数
		千円	円		
明治 7年	49,463	*	6.16	8,030	100
8—12	44,517		6.45	6,902	86
13—17	41,219		8.47	4,866	61
18—22	41,219		5.61	7,347	91
23—27	41,219		7.89	5,224	66
28—32	43,857		11.09	3,955	49

備考：高橋亀吉著『明治大正農村経済の変遷』47-54頁による。本表算出の詳細な説明は同上書にゆずる。ただ、*印米価6円16は7年度のそれではなく、地租改正当時標準米価の算出基礎となった明治3—7年の5カ年平均の東京深川市場の標準中米相場である。

ている。それがデフレーション政策に主因する米価の反落で一八一二年平均は九一に上昇して農家の困難化を指標しているが、爾後急激に再低減して二八一三二年平均では実に半減以下の四九に低下している。

地主所得増大と農業発達

以上は東京米価に指標された、地租負担の実質的低減であるが、農家の負担の軽減は以上に留まらない。というのは、旧来の税法に基けば、当然負担増を伴う筈の左の如き農家の所得増が、地租負担増を免れて一〇〇%農民の所得増となっているからである。(1)鉄道等の発達による輸送費の低落による地方米価の高騰、(2)土地改善、農業技術の改善等による一反当り収穫高の増大、(3)作物転換による所得増(米麦作を桑、茶その他に転換)等である。この結果はいまでもなく農業発達への大きな刺激となっているのである。

農家の地租負担は、このように、米価高騰以外の諸要因からも、実質的に低減されていることを、やや具体的に示すものは、思うに表15の地主の小作米所得の実質的増大表であろう。というのは、この場合には、米価以外の前記の諸要因の寄与は、第一には一反当りの収穫高の増大となって現われ、次には、後れながらも十分ではないまでも、小作料の増率となって表現されているからである。

表 15 地主の純小作米所得金額増大推定表

年次	小作料 指数	推定 小作米高 千石	1石の 米価 円	小作米 収入金額 千円	公課 額 (中央および 地方) 千円	差引	地主	同 指	上 数
						所得 の推 定 千円	金額 の推 定 千円		
明治18年度	100	19,722	6.53	128,782	46,923	81,859			100
明治41—大正1年	113	22,285	16.13	359,464	127,331	232,133			283
大正5—9年	117	23,074	31.39	724,302	206,743	617,559			754

備考：高橋亀吉著『明治大正農村経済の変遷』35-6頁による。本表推定の方法については同書を参照せられたい。

表15によると、地主の土地に対する公課負担（それは地方の付加税を中心に著増しているが）を差引いた純所得金額は、明治一八年度を一〇〇として、明治四一—大正一年平均は二八三、大正五—九年平均は七五四に激増している。この激増は、根本の土地収穫高の増大の上に、小作料率の増加と、米価高との三面から齎されているが、特に米価高の寄与しているところが多大である。以上にみたように、地租改正はその結果地主の地位を著しく有利にし、農業発達に伴う蓄積余力を集積する役割を演ずるに至った。その多くは、明治前半期には農業開発に、後半以降にはその一部は土地兼併の旺盛となり、大地主の出現となったが、しかし、基本的には、地主による資本蓄積の増大——資本の近代的投資の重要な源泉となったのである。その重要性については、後に第六—七章において改めて述べるであろう。

- (1) 大蔵省刊『地租改正報告書』四—六頁。
- (2) 『明治財政史』第五卷、三二〇—八頁における陸奥宗光の田租改正建議、及び地方長官、次官會議（七〇余名）の意見等々。
- (3) 関原也著『藩政改革と明治維新』一四〇—七〇頁。ここで著者は山口県の実態を研究して中央政府の全国画一的計画と、府県における実際の決定との間に、少からぬ実質的（表面上は規定通りになっているが）差異のあることを指摘している。
- (4) 高橋亀吉著『増補改訂日本資本主義発達史』一五四—五頁。
- (5) 小野武夫著『維新農民蜂起譚』及び土屋喬雄・小野道雄編著『明治初年農民騷擾録』を見よ。

- (6) 『東京廻米問屋市場沿革』八九—九〇頁。
- (7) 『明治財政史』第五卷、三九六頁——松方租税頭の地租改正所由略説——及び福沢諭吉『地租論』——福沢全集第六巻、一〇—一頁。
- (8) 大蔵省編『地租改正報告書』四—六頁。
- (9) 同上書、一〇六頁及び『明治財政史』第五卷、三八一頁による。計算数字は拙著『明治大正農村経済の変遷』四五頁による。
- (10) 大蔵卿大隈重信の『地租改正之儀正院伺』（明治六年五月一九日）。
- (11) 『世外井上公伝』第三巻、一五七—八頁。

第五節 新時代に継承された封建的伝統とその寄与

(一) 徳川期が明治に引継いだ物的・人的遺産

維新以降の近代経済発達の根幹的基盤を造成したものは、以上第一—四節に詳述した封建制度の徹底的革命である。それは、経済の近代的発達を阻む諸制度、伝統、思想等の一掃と、これに代る効率的近代体制の構築を意味するものであった。しかし、そうした建設的変革が成功的に行われうるためには、その根底に、これを支える人的物的蓄積が、前提として歴史的に備わっていなくてはならぬ。維新当時の日本は、これらの貴重な歴史的蓄積を徳川期から継承していたのである。

徳川の集権的封建体制は、徳川中期以降年代を経るに従って、いよいよ経済発達の桎梏化した。しかし、他面において、貴重な精神的、智能的、人的要因を育成発達させ、これを明治に遺した。その詳細は、第一部第二編第九章